



TOPICS

1. 米国倒産手続における 363 条セールを活用～クライスラー倒産手続
2. 海外任意清算手続に対する米国連邦倒産法第 15 章に基づく承認
3. 米国連邦倒産法第 15 章手続における外国法に基づく否認権の行使の可否
4. 倒産手続における三角相殺による債権回収が認められなかった事案

米国倒産手続における 363 条セールの活用 ～クライスラー倒産手続

破綻企業を早期に再建するために速やかな事業譲渡が有効であることは一般に認識されているところですが、米国倒産手続では、以下に述べる方法が主に利用されています。

第一の方法としては、プリパッケージド型手続（手続申立て前に再建計画を作成し、当該計画につき法定多数の債権者からの賛成を得た上で申立てを行う形態）の選択が挙げられます。これは、米国連邦倒産法 1126 条（b）で、適切な情報開示がなされた上で、法定多数の債権者が申立て前に作成された再建計画に賛成した場合には、裁判所は、申立て後の投票を経ることなく、当該計画を認可できると規定されていることに基づく方法です。

第二の方法としては、いわゆる「363 条セール」の選択が挙げられます。363 条セールとは、米国連邦倒産法 363 条（b）に基づき、告知聴聞手続（notice and a hearing）を経た上で裁判所の許可を得て行われる再建計画作成前の事業譲渡であり、譲渡につき正当な事業上の目的（sound business purpose）が存在する場合に裁判所の許可が出されるものとされています。また、同条（f）に定められる一定の要件を満たす場合には、担保権や負債の負担なく（free and clear）、対象資産を譲渡することも可能になります。

いずれの方法を採用するのかが個別具体的事案に応じて判断することになりますが、自動車業界など債権者が多数存在するケースの場合には、プリパッケージド型手続の手法を用いることは実務的に困難であると考えられています。

この点、ジョーンズ・デイが代理人を務め、その再建に深く関与したクライスラーの米国連邦倒産法第 11 章手続（チャプター 11 手続）¹を一例として挙げると、その債権者が多数にのぼったため、ジョーンズ・デイはクライスラーの再建対象事業の速やかな譲渡方法として、プリパッケージド型手続ではなく、363 条セールの活用を選択しました。そして、2009 年 6 月 10 日、チャプター 11 手続の申立てから僅か 42 日という短期間で、ファイアット社主導の新クライスラーに対し、その再建対象事業の譲渡を完了させ、スピーディな再建を見事成功に導きました。

海外任意清算手続に対する米国連邦倒産法 第 15 章に基づく承認

今年 2 月、米国ネバダ州倒産裁判所において、米国連邦倒産法における国際倒産に関する第 15 章手続

¹米国連邦倒産法第 11 章では、倒産手続のうち、再建型手続に関する基本規定が定められており、当該規定に基づく手続（チャプター 11 手続）は、日本における民事再生法及び会社更生法に基づく手続に相当します。

(チャプター15 手続)²について注目すべき判断がなされました。当該裁判所は、オーストラリア法人である Betcorp Limited (以下「Betcorp」) が自国で行っている任意清算手続について、“foreign main proceeding” (外国主手続) に該当するとしてチャプター15 に基づく承認を行いました³。

米国連邦倒産法上、外国主手続とは“a foreign proceeding pending in the country where the debtor has the center of its main interests” (債務者が主たる利益の中心を有する国で行われる外国手続) と定義されておりますが、外国主手続に関する上記裁判所の重要な判断として、以下の2点が挙げられます。

裁判所の支配・監督に服さない任意清算手続も、法律にその根拠規定がある限り、“foreign main proceeding”に含まれるとした点；及び

2008年5月に Bear Stearns に関してなされた裁判所の判断⁴における判断方法を踏襲し、以下の要素を総合考量して“center of its main interests”の有無を判断した点。

- 債務者の本社所在地
- いずれの管轄地の法が関連する紛争の多くに適用されうるか
- 清算人の所在地
- 債務者の経営を実際に統括している者の所在地
- 多数の債権者の所在地
- 債務者の資産の所在地

特に上記の点は、“center of its main interests”の定義についてチャプター15にも国際倒産モデル法にも規定がないため⁵、“center of its main interests”に関する重要な判断であるといえます。本件において裁判所は、

² 米国連邦倒産法第15章は、各国に対して国際倒産事案を処理する効果的なメカニズムを提供するために国連国際商取引法委員会が各国国内法のモデル法として採択した国際倒産モデル法を参考に、2005年に米国連邦倒産法に新設された章です。

³ *In re Betcorp Ltd.*, 400 B.R. 266 (Bankr.D.Nev.2009)

⁴ *In re Bear Stearns High-Grade Structured Credit Strategies Master Fund, Ltd.*, 389 B.R.325 (S.D.N.Y. 2008)

⁵ 但し、米国連邦倒産法1516条(c)により、債務者の登記上の事務所又は(債務者が個人の場合には)常居所が債務者の“center of its main interests”であると推定されます。

Betcorp の主要な債権者が英国や米国に所在するという事実を踏まえつつも、同社の登記上の事務所及び本社がオーストラリアにあること、オーストラリアにおける任意清算手続の処理はオーストラリア法に基づくものとされ、同法によりあらゆる紛争が解決されること、同社の清算人がオーストラリアに所在すること、同社の経営に対する指示が概ねオーストラリアからなされていたこと、及び同社の唯一の資産がオーストラリアの銀行口座内の預金であったことから、オーストラリアに“center of its main interests”があると判断しました。今後米国外で倒産手続下にある法人が米国でチャプター15に基づく承認の申立てを検討するにあたって、上記裁判所の判断は参考とすることのできる事例といえるでしょう。

なお、諸外国において国際倒産モデル法を参考にした国際倒産法制が整備されておりますが、日本においても同モデル法を参考にした外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(以下「援助法」)が平成12年(2000年)に制定されています。もっとも、これまで援助法に関する日本の裁判例の集積は進んでいません。したがって、日本における援助法の解釈を検討するに際して、日本と同様に国際倒産モデル法を国内法に取り入れている諸外国の事例に注目することが有益です。本稿で紹介した上記米国裁判所の判断も、援助法上の外国倒産処理手続の承認の前提となる「外国主手続」(援助法第2条第1項第2号)の該当性を検討する際の参考となると考えられます。

米国連邦倒産法第15章手続における外国法に基づく否認権の行使の可否

チャプター15については、今年2月に、米国ミシシッピ州連邦地方裁判所においても、実務上参考となる判断がなされました⁶。

国際倒産手続を規定するチャプター15に基づき外国主手続としての外国倒産手続が承認された場合、外国

⁶ *Fogerty v. Condor Guaranty, Inc. (In re Condor Insurance Limited (in Official Liquidation))*, 2009 WL 321627 (S.D. Miss. Feb. 9 2009)

管財人には、チャプター11のDIP（Debtor In Possession⁷）と同様に債務者の事業を運営する権限や、米国連邦倒産法上の管財人と同様の権限がいくつか付与されます。但し、倒産申立て前の偏頗的又は詐欺的財産移転を否認する権利（否認権）は、当該外国債務者につき米国連邦倒産法上の他のチャプターの手続が開始されていない限り付与されないものと規定されています。もっとも、かかる規定が外国法に基づく否認権の行使も認めないとする趣旨であるかは、規定の文言からは必ずしも明らかではないところ、本件においては、外国管財人のチャプター15手続における外国法に基づく否認権の行使の可否についての判断がなされました。

自国⁸における清算手続が「外国主手続」として承認された Condor Insurance Limited（以下「Condor Insurance」）の外国清算人は、ミシシッピ州倒産裁判所において外国法に基づく詐欺的財産移転の否認を主張しましたが、同州倒産裁判所はかかる救済を許可する事物管轄を有しないとして否認の主張を却下しました。

Condor Insuranceの外国清算人は、ミシシッピ州連邦地方裁判所に上訴し、外国管財人に制限されるのは米国連邦倒産法上の規定に基づく財産移転の否認であって、外国法上の規定に基づく否認は制限されるものではないと主張しました。

前記のとおり、外国管財人が外国法に基づき否認権を行使できるのかどうかは、米国連邦倒産法上の規定の文言からは必ずしも明らかではないため、裁判所はかかる規定の立法過程を考慮した上で、米国連邦倒産法第7章（チャプター7）⁹又はチャプター11手続が開始されていない限り、規定上、外国管財人に付与されないとされている否認権については、それが米国外

⁷ 占有継続債務者。再建型手続であるチャプター11手続では、債務者が財団財産の占有を継続し、事業を運営します。

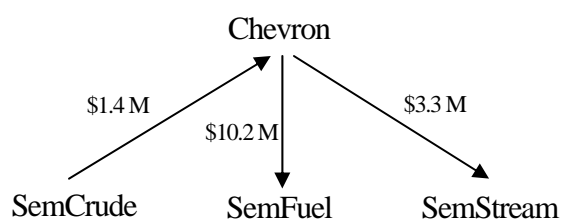
⁸ セントクリストファー・ネイビス連邦（the Federation of St. Kitts and Nevis）

⁹ 米国連邦倒産法第7章では、倒産手続のうち破産手続に関する規定が定められています。米国内に居所、住所、営業所、又は財産がある者に債務者適格が認められます。日本の破産法と異なり、債務者申立ての場合は申立てにより手続が開始し、支払不能等の要件は要求されません。

は外国法のいずれに基づくものであれ、外国管財人には付与しないとする趣旨である、と判断しました。

2005年に新設され、未だ実際の適用例が少ないチャプター15に関するルールについては、法律家らが有効な体制を整えるべく努力を重ねてきました。本件の判断は、チャプター15手続上、外国管財人が如何なる権利を行使することができるのかについては、依然として不明な点が多いことを示した事例であるといえるでしょう。

倒産手続における三角相殺による債権回収が認められなかった事案



本件¹⁰は、申立て前の契約に基づく三角相殺の倒産手続における有効性について判断したケースです。

本件倒産手続は、2008年にSemCrude, L.P.（以下「SemCrude」）及びその関係会社がチャプター11に基づき開始を申し立てたものですが、本件申立て前にChevron USA Inc.（以下「Chevron」）は、SemCrude及びその関係会社と各々個別に原油等の売買契約を締結していました。各契約の中には「一方当事者が債務を適時に履行しない場合、他方当事者は、本契約又は当該他方当事者と相手方当事者の関係会社との間の他の契約に基づき自己が負う未履行債務をもって相殺することができる。」旨の三角相殺条項が設けられていました。SemCrude等の倒産手続開始申立て時点において、ChevronはSemCrudeに対して1.4百万米ドルの債務を負う一方、SemCrudeの関係会社2社に対して各々10.2百万米ドル及び3.3百万米ドルの債権を有していました。

かかる状況において、Chevronは、三角相殺条項が相殺の債務の相互対立性の要件を充足する、破産

¹⁰ *In re SemCrude, L.P.*, 399 B.R. 388 (Bankr. D. Del. 2009)

法上、三角相殺条項により相互対立性の要件の適用を回避できると主張し、上記条項に基づき上記債権債務を相殺するためオートマティック・ステイからの救済を求めました。これに対し、デラウェア州倒産裁判所は、につき、「同一人が同一資格において債権を有し債務を負う場合にのみ、債務は相互に対立している」と述べ、本件では債務の相互対立性が認められないとしました。又、につき、法は明確に債務の相互対立性を要求しており、又、三角相殺は米国連邦倒産法の衡平な分配の原則に反するとして Chevron の主張を認めませんでした。

本判決に従いますと、法人格否認の法理の適用又は関係会社の財団財産を統合して事件を処理する実質的併合 (Substantive Consolidation) の実施なしには、倒産手続において三角相殺は認められないことになります。更に、デラウェア州連邦地方裁判所が Garden Ridge

Corp.事件 (*In re Garden Ridge Corp.*, 399 B.R. 135 (D. Del. 2008)) において関係会社の財団財産が実質的併合されたにも関わらず三角相殺を認めなかったこともあり、法人格否認の法理が適用又は実質的併合が実施された場合であっても、三角相殺の有効性については争われる可能性があります。従いまして、同一グループ内の複数の会社と取引関係に入る場合であっても、三角相殺条項により自己の債権を担保するのではなく、相手方各グループ会社に各々物的担保又は保証を提供させる方が無難と言えます。なお、Chevron は現在デラウェア州連邦地方裁判所において本契約が先物取引及び / 又はスワップ契約に該当し、本件相殺にはセーフハーバー条項により債務の相互対立性の要件は要求されないと主張しており、この主張に対する判断が待たれます。

外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

WWW.JONESDAY.COM

世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アーバイン	アトランタ	クリーブランド	コロンバス	サンディエゴ
サンフランシスコ	シカゴ	シリコンヴァレー	ダラス	ニューヨーク
ピッツバーグ	ヒューストン	ロサンゼルス	ワシントン	メキシコシティ
フランクフルト	ブリュッセル	マドリッド	ミュンヘン	パリ
ミラノ	ロンドン	モスクワ	ドバイ	シドニー
シンガポール	上海	台北	東京	ニューデリー
香港	北京			

編集責任者： 弁護士 佐藤 りか (rsato@jonesday.com)
 弁護士 森 雄一郎 (ymori@jonesday.com)
 編集者： 弁護士 小野木 巴奈 (monogi@jonesday.com)
 弁護士 菊山 葉子 (ykikuyama@jonesday.com)
 弁護士 難波 浩祐 (knamba@jonesday.com)
 弁護士 広重 隆司 (thiroshige@jonesday.com)

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。